

JASTPRO 387

貿易手続簡易化のために

2010-12

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

今月号の内容

- 記事1. ◇連載◇ 貿易慣習と物品売買法(9) 1
早稲田大学名誉教授 朝岡 良平
- 記事2. 国連CEFACTからのお知らせ 14

=JASTPRO広報誌電子版のご案内=

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

◇ 連載 ◇

記事 1. 貿易慣習と物品売買法 (9)

早稲田大学名誉教授 朝岡 良平

9. 貿易契約における分割船積

9.1 はじめに

売買契約は明示的に分割船積を規定することがあります。明示条項がない場合でも、四囲の状況から、分割船積が黙示されることがあります。もちろん、分割船積を禁止する旨の明示条項があるときは、分割船積はできません。CIF 契約では、しばしば数回の船積によって契約を履行することがあり、この場合に特別に考慮すべき問題が生じます。CIF 契約の売主には船腹手配の義務がありますが、船腹手配その他に問題が生じたとき、解決策の選択肢の1つとして分割船積が行われるように思われます。本稿では、物品の分割船積(引渡)に関する問題を取上げたいと思います。

9.2 分割船積に関する事例

9.2.1 複数の船荷証券の発行

ある研究会における報告から2つの事例を紹介します。第1は、約2万トンの硫安をCIF条件で輸出した事例です。売主は、大型の貨物船を傭船して工場内の専用埠頭で船積を行いました。約1万トンの硫安の船積が終わったとき、船内で火災が発生し、積荷の一部が損傷を被りました。対策を協議した結果、契約書に“by steamer or steamers”という船積条項が記されていたのを幸いに、売主は、「分割船積を予定しており、その最初の分割船積が終了した後で、船内に火災が発生した」ということにして、最初の分割部分について「無故障の」船荷証券を発行してもらいました。約1時間後に火災が鎮火したので、引続き同じ船舶に残りの数量を船積して、これを2番目の分割船積として、船荷証券を発行してもらい、それぞれについて荷為替を取組んで無事に代金を回収することができました。担当者は「分割船積」にしたことが正解であったと説明しました。これは正解でしょうか。他の事例では、CIF 契約を締結する際に、「6月と7月に物品を必ず分割して船積すること、全数量の一括船積を禁止する」旨が買主により強く要求されました。アジアで戦争が勃発したため、船舶の手配が難しくなりましたが、幸いにも6月と7月の分割船積ができて、荷為替の取組みも無事に終わりました。ところが、買主から一括船積を理由に物品の受領を拒絶されたので、売主側で調査した結果、同一航路の往航と復航における同一船舶に2つの船積が行われたことが判明したということでした。

9.2.2 同一航路の同一船舶への船積

上記の2つの事例に共通するのは、複数の船荷証券が発行されていることです。例えば、信

用状統一規則に次のような規定があります¹。

「a 分割使用および／または分割船積(積出)は、信用状がほかに異なることを定めていないかぎり許容される。

b 文面上、船積(積出)が同一の運送手段によりかつ同一の運送航程(the same journey)のためになされたことを示しているとみなされる<複数の>運送書類は、それらが同一の仕向地を示していれば、たとえそれらが異なる船積(積出)日および／または異なる船積港、受取地もしくは発送地を示していても、分割船積(積出)を表すものとはみなされない。」

売買契約では、合意がないかぎり、分割船積(引渡)はできません。上記の信用状統一規則(1993年改訂版)第40条a項は、信用状が分割船積を禁止していない場合には、分割船積が可能であることを規定しています。これは、売買契約の原則を否定するものではありません。信用状が明示的に、分割船積を禁止するかまたはこれを許容している場合には何ら解釈上の問題はありませぬ。しかし、信用状が禁止するとも、許容するとも明記していない場合、どのように解釈するかという問題が生じます。そこで、信用状統一規則では、上記の規定を設けて解釈上の混乱防止を図っています。上記の規定では、複数の船積がなされても、一定の条件のもとでは分割船積とみなさない旨を規定しています。すなわち、海上運送(または海上運送を含む複合運送)の場合は、同一航路における同一船舶への複数の船積は、船荷証券の発行日や船積港が異なっても、分割船積とはみなさないとしています。例えば、CIF Los Angeles条件で日本から500台の自動車を輸出する契約において、同一航海の同一船舶に名古屋港で300台、横浜港で200台を積込んだ場合、それぞれの船荷証券に異なる発行日と異なる船積港が記載されますが、船名と航海番号が同一の場合には、荷受人は仕向港であるLos Angelesで500台の自動車を同時に受取ることができるので、その効果は一括船積と事実上変わることがありません。あくまでも、信用状取引の合理化のための規定で、売買契約の原則を否定するものではありません。

9.2.3 船積数量と船積期間による黙示

例えば、1980年のPagnan and Fratelli v. Tradax Overseas S.A.事件²において、約1万トンのブラジル産脱脂大豆のCIF契約が問題になりました。売主は2隻の貨物船に船積して脱脂大豆を契約に充当した旨を買主に通知しましたが、これに対して、買主は2番目の船積に関する書類を拒絶しました。結論として、買主に過失があった旨の判決がなされました。飼料のバラ積みに関する契約条項によると、契約の履行にあたり2隻以上の船舶を使用することが可能であり、また小さな梱包も別個の船積(separate shipments)の目的物とみなされる旨が黙示されました。Parker判事は次のように述べています³。「売主が一括引渡または分割引渡のいずれを行

1 信用状統一規則(1993年改訂版)「第40条 分割船積／分割使用」

2 Pagnan and Fratelli v. Tradax Overseas S.A. [1980] 1 Lloyd's Rep. 665.

3 Ibid., at p.672.

うかは、物品の数量と船積期間を考察することが合法的である。例えば、陸軍に300万足の軍靴を1月／6月積み条件で売る契約を締結した契約者が一括引渡を行う義務を負うことは考えられない。本件における数量は貿易取引としても大量であり、船積期間は6ヶ月なので、これらの状況から2隻以上の船舶を使用するのが常識的な考えである。」

9.2.4 “by steamer or steamers”条項

さらに、分割引渡を容認する合意がなされたことは、分割された物品の船積に対して、引渡が完全に履行されていない旨の異議を申し立てることなく、これを受領し、代金を支払う買主の行為から推定できます⁴。しかし、分割船積が明示的または黙示的に当事者間で予め合意されていないかぎり、買主はこれを受領する義務がなく⁵、または分割船積を要求する権利もありません⁶。分割引渡に関する契約において、買主は、1回の船積貨物を受領し、その代金を支払っても、他の分割船積の貨物が契約に適合しない場合、これを拒絶する権利があります。Brandt v. Lawrence事件⁷では、4,500クォーターのロシア産カラスムギに関するCIF契約に、船積は2月中に“by steamer or steamers”により行うこと、および代金は船積書類と引換に支払う旨の条項が明記されていました。売主は1隻の船舶に1,139クォーターのカラスムギを船積みしましたが、買主はその受領を拒絶しました。約定期間の経過後に、売主は残余の数量を別の船舶に船積みしました。この事件において、“by steamer or steamers”という文言は、物品が分割されて船積みされることを意味し、買主は、物品が約定期間内に行われた場合には、これが到着したときに受領する義務があるけれども、全部の数量が契約期間内に船積みされるのを見届ける権利はないので、本件の買主は、最初の船舶に船積みされた数量を受領する義務があるけれども、2番目の船舶の船積貨物を受領する義務はないと判示されました。

9.3 不足した数量の引渡

9.3.1 正確な数量の引渡が原則

売主の義務は、売買契約に定められた数量の物品を買主に引渡すことです。この義務は厳格なものであり、買主は不正確な数量の引渡を拒絶する権利があります。SGA 第30条第1項は、「売主が約定数量以下の物品を引渡したときは、買主はこれを拒絶することができる。但し、買主が引渡された物品を受領した場合には、買主は契約数量との割合で支払わなければならない」と規定しています⁸。この規定は、SGA 制定以前のコモン・ローのルールを採択したものです⁹。

4 *Tarling v. O’Riordan* (1878) 2 L.R.Ir. 82, at p.86

5 SGA 第31条第1項を参照。

6 *Kingdom v. Cox* (1848) 5 C.B. 522, at p.526.

7 *Brandt v. Lawrence* (1876) 1 Q.B.D. 344.

8 拙稿「6.3.1 誤った数量の引渡」『JASTPRO』384号(2010-09)、15頁を参照。

9 *Shipton v. Casson* (1826) 5 B.& C. 378, 382-383; *Oxendale v. Wetherell* (1829) 9 B.& C. 386, 387-388; *Colonial Insurance Co. of New Zealand v. Adelaide Marine Insurance Co.* (1886) 12 App.Cas. 128, 138-140. なお、ULIS 第33条第1項(a)号および第43条～第46条を参照。

売主は、不足数量の引渡について、残りの数量を後日引渡すという言い訳け、または約束をすることができません。買主は、契約に定めた全数量の物品を一括して同時に引渡すことを売主に要求する権利があり、分割による物品の引渡を受領する義務がありません。

9.3.2 買主は不足数量を拒絶できる

SGA 第30条第1項は、買主に2つの選択を与えています。第1は、買主は不足数量の物品を拒絶して、売主の違反によって生じた損失に対して訴訟を起こすことができるということです¹⁰。第2は、買主が物品を受領した場合には、買主は、引渡された数量に対して契約に定めた割合で支払って、これを保有し¹¹、また、契約代金を前払いした場合には、引渡されなかった残余の数量に対する代金の返済を求め¹²、違反に対する損害賠償を請求することができます¹³。しかし、買主は、売主の同意なしに、引渡された物品の一部を保有し、残りを拒絶するというように、受領した物品を分割することはできません。即ち、買主は、不足した数量の引渡を全部受領するか、または全部拒絶しなければなりません¹⁴。

9.3.3 不足数量の保有は受領か

SGA 第30条第1項の「物品を受領した場合」という文言は、第35条¹⁵の規定に従って解釈されなければなりません。そこで、もし買主が引渡された物品の数量に関して、例えば、これを他に転売するといったような、売主の所有権と相容れない行為を行った場合、後日、購入者がこれを拒絶することがあっても、買主は物品を拒絶することができません¹⁶。けれども、買主が、売主により残りの物品が引渡されると信じて、物品を拒絶する通知を売主に与えずに、合理的な期間が経過した後もこれを保有した場合、困難な問題が生じます。すなわち、買主が信じていたことが偽りであったと証明された場合、買主は物品を拒絶する権利を失い、不足数量の物品に対する代金を支払わなければならないか否かという問題です。この問題の回答はSGA 第35条を文字通り適用することによって得られます。しかし、SGA 第30条第1項は、売主が約定数量の引渡を行わないことを買主が知っていたという状況を想定していると思われるので、後日、売主による不足分の引渡を期待して不足数量を保有するという行為をもって、これを受領したと解釈することに問題があります¹⁷。

10 *Tamvaco v. Lucas* (1859) 1 E.& E. 581, 591; *Borrowman v. Drayton* (1876) 2 Ex.D. 15; *Reuter v. Sala* (1879) 4 C.P.D. 239; *Harland and Wolff Ltd. v. Burstall & Co.* (1901) 84 L.T. 324.

11 *Shipton v. Casson*, *supra*, at p.383. ULIS 第46条を参照。

12 *Oxendale v. Wetherell*, *supra*; *Richardson v. Dunn* (1841) 2 Q.B. 218; *Biggerstaff v. Rowlatt's Wharf Ltd.* [1896] 2 Ch. 93; *Behrend & Co. v. Produce Brokers' Co. Ltd.*[1920] 3 K.B. 530.

13 *Household Machines Ltd. v. Cosmos Exporters Ltd.* [1947] K.B. 217.

14 *Champion v. Short* (1807) 1 Camp. 53.

15 拙稿「8.3.1 制定法における定義」『JASTPRO』386号(2010-11)、4頁を参照。

16 *Nicholson v. Bradfield Union* (1866) L.R. 1 Q.B. 620, 625.

17 *Oxendale v. Wetherell*, *supra*. 買主は不足数量の物品を保有していたが、相当期間が経過したので、その代金の支払を命じられました。

9.4 分割引渡に関するSGAの規定

9.4.1 一括引渡が原則

SGA 第31条 分割引渡 (Instalment deliveries)

第1項 別段の合意がないかぎり、買主は分割による物品の引渡を受領する義務がない。

第2項 物品を所定の方法により分割して (by stated instalments) 引渡し、その分割引渡に対して個別に支払をなすべき売買契約の場合に、売主が1回または数回不足した分割引渡を行ったとき、あるいは買主が1回または数回、分割引渡の受領もしくはそれに対する支払を怠り、または拒絶したときは、かかる契約違反が契約全体の履行拒絶に該当するの、または単に個別の違反についての損害賠償 (compensation)¹⁸ 請求権を生ずるに止まり、契約全体の履行拒絶ではないとするかは、それぞれの場合における契約の条項および四囲の状況によって定まるものとする。

9.4.2 買主による一括引渡の放棄

SGA 第31条第1項に規定されているように、別段の合意がないかぎり、買主は分割により引渡された物品を受領する義務がない¹⁹、また分割による引渡を売主に要求する権利もありません²⁰。しかし、買主は、物品全部を同時に一回の引渡により要求する権利を明示的に放棄することができるし、また、買主が分割して引渡された物品を拒絶せずに受領することによって、この権利を放棄したとみなされます²¹。

9.5 分割引渡の合意

9.5.1 契約条項または四囲の状況

当事者が明示的に分割引渡に関する約定を行うのは自由であり、売買契約に記載されている文言または契約の状況²²からこのような約定を推定することができます。例えば、“Shipment by steamer or steamers”²³、“Delivery as required”²⁴、“Each month’s or steamer’s contract to be considered a separate contract.”²⁵などの文言は分割引渡について合意がなされたとき

18 この場合の“compensation”は、損害賠償のほか、代金未払いの引渡に対する売主による請求を含みます。 *Workman Clark & Co. Ltd. v. Brazileno* [1908] 1 K.B. 968, 978.

19 *Champion v. Short* (1807) 1 Camp. 53, 54; *Reuter v. Sala* (1879) 4 C.P.D. 239; *Honck v. Muller* (1881) 7 Q.B.D. 92, 99; *Behrend & Co. v. Produce Brokers’ Co.* [1920] 3 K.B. 530, 534-535. ULIS 第44条を参照。

20 *Kingdom v. Cox* (1848) 5 C.B. 522, 526; *Reuter v. Sala, supra*, at p.247; *Honck v. Muller, supra*, at p.99.

21 *Champion v. Short, supra*; *Leidemann v. Gray* (1857) 26 L.J.Ex. 162; *Tarling v. O’Riordan, supra*, at p.86.. SGA 第31条第1項を参照。

22 *Thornton v. Simpson* (1816) 6 Taunt. 556; *Nicholson v. Bradfield Union* (1866) L.R. 1 Q.B. 620; *Colonial Insurance Co. of New Zealand v. Adelaide Marine Insurance Co.* (1886) 12 App.Cas. 128, 138.

23 *Brandt v. Lawrence, supra*.

24 *Jackson v. Rotax Motor and Cycle Co.* [1910] 2 K.B. 937.

25 *Ballantine & Co. v. Cramp and Bosman* (1923) 129 L.T. 502.

なされます。大量の物品の売買契約で、そのうちの一部分は現存するが、残りは製造されることになっており、引渡期日が特に定められていない場合には、この物品は分割により引渡されることが推定されます²⁶。

9.5.2 売主による分割引渡の選択

売主が契約にもとづいて一括引渡または分割引渡を選択する権利を有し、何れの方法によるかを通知することが求められている場合には、売主は契約に定められている期間内に選択を行い、これに従って引渡をしなければなりません²⁷。何れの方法を選択したかについて宣言を要しない場合、売主は状況に応じて、一括引渡または分割引渡を行うことができます²⁸。

1879年の *Reuter v. Sala* 事件²⁹において、契約に定めた選択期間内に一括引渡をする旨の通知を行った売主が、約定数量よりも少ない数量の物品を船積みし、選択期間の終了後になって、新しい分割引渡を宣言し、不足分の数量を引渡し、買主に対して不足数量の受領と支払を求めました。この事件で、この契約の売主にはそのような権利がなく、買主は物品を拒絶できると判示されました。しかし、もし売主が契約に定めた選択宣言の有効期間内に前の選択を取消し、新しい選択を宣言して、先の不足数量の船積が分割引渡であるとすれば、売主は残りの数量の物品を提供することができた、と説明されています³⁰。

9.6 分割引渡の数量

9.6.1 契約に特定されない場合

分割引渡による数量が特定されていない場合、原則として、物品の引渡に指定された期間全体に均等に分配されるように分割されるものとみなされます³¹。しかし、契約の条項または四囲の状況(例えば、供給、製造、運送などの状況)により、均等な分割引渡が意図されない場合があります³²。このような場合、引渡された数量が合理的であるか否かという事実問題が生じます³³。何が合理的であるかは、物品の合計数量および引渡が完了するまでの契約期間を考慮して、分割引渡がなされた時期および数量によって決まります³⁴。

26 *Tarling v. O'Riordan*, *supra*, at p.86.

27 *Reuter v. Sala*, *supra*.

28 *Rosenthal & Sons Ltd. v. Esmail* [1965] 1 W.L.R. 1117.

29 *Reuter v. Sala*, *supra*.

30 *Reuter v. Sala*, *supra*, at p.248; *Borrowman, Phillips & Co. v. Free and Hollis* (1878) 4 Q.B.D. 500; *Ashmore & Son v. Cox & Co.* [1899] 1 Q.B. 436, 440.

31 *Roper v. Johnson* (1873) L.R. 8 C.P. 167; *Bergheim v. Blaenavon Iron Co.* (1875) L.R. 10 Q.B.319, 328; *Wright, Stephenson & Co. v. Adams & Co.* (1908) 28 N.Z.L.R. 193.

32 *Bergheim v. Blaenavon Iron Co.*, *supra*, at p.326, 328; *Calaminus v. Dowlais Iron Co.* (1878) 47 L.J.Q.B. 575.

33 *Bergheim v. Blaenavon Iron Co.*, *supra*; *Brandt v. Lawrence*, *supra*; *Calaminus v. Dowlais Iron Co.*, *supra*, at p.578.

34 *Coddington v. Paleologo* (1867) L.R. 2 Ex. 193, 107.

9.6.2 均等な分割引渡

物品全部の引渡が履行される期間中に指定された期日または等間隔で、「均等に」(average)または「ほぼ等量に」(about equal)分割して引渡されることになっている場合、いずれかの分割引渡の数量に若干の過不足が生じたときは、すでに分割して引渡された合計数量の関係で均等な数量の引渡ができない場合を除いて、その後の分割引渡で調整することが行われます³⁵。しかし、売主はあえて契約を違反したり³⁶、また、残余の引渡を行わないことを買主に伝えて、不足数量の埋合わせを行わないというケース³⁷もあります。他方、買主が超過した数量を受領することによって、将来の分割引渡を考慮に入れて、平均的な原材料などの確保を行うことがあります。また、売主と買主の合意にもとづいて、分割引渡の平均数量を約定したものよりも少なくして、契約全体の履行期間を延長するケースもあります³⁸。その反対のケースもありますが、契約の履行期間が長いと、その間に当初予想しなかった経済的変動が生じて、契約の継続に影響を及ぼすことが考えられます。

9.7 分割引渡の期間の延期

9.7.1 延期された期間内における履行

明示的または黙示的に、買主の要請により³⁹、または売主の要請によって⁴⁰、分割による物品の引渡期日が延期される場合、これを容認した当事者は、売買契約により指定された期間内に物品の受領(または引渡)がなされなかったことを理由として、契約の履行拒絶がなされたとする権利がありません⁴¹。すなわち、売主(または買主)は契約期間内に物品の受領(または引渡)を要求する権利を放棄したものとみなされます。履行期日の延期について期間が定められていない場合、売主(または買主)は、物品の受領(または引渡)がなされる期日を定め、相手方に合理的な通知を与えることができます。相手方当事者の容認を求めた当事者は、引渡期日の延期がなかったら引渡されるはずの物品の全数量を、延期された期間内に一度に引渡(または受領)することを強いらられるのではなく、最初に取決めたとおりの分割により所定の間隔で引渡(または受領)すると考えられます。

35 *Barningham v. Smith* (1874) 31 L.T. 540, 542, 543; *Nederlandsche Cacaofabrik v. David Challen Ltd.* (1898) 14 T.L.R. 322.

36 *Ballantine v. Cramp and Bosman*, *supra*.

37 *Barningham v. Smith*, *supra*, at p.543.

38 *A.B. Donald Ltd. v. Corry* [1916] N.Z.L.R. 228.

39 *Hickman v. Haynes* (1875) L.R. 10 C.P. 598; *Tyers v. Rosedale and Ferryhill Iron Co. Ltd.* (1875) L.R. 10 Ex. 195; *Levey & Co. v. Goldberg* [1922] 1 K.B. 688.

40 *Ogle v. Earl Vane* (1868) L.R. 3 Q.B. 272; *Hartley v. Hymans* [1920] K.B. 475; *Besseler Waechter Glover & Co. v. South Derwent Coal Co.* [1938] 1 K.B. 408.

41 SGA 第31条第2項を参照。

9.7.2 延期された期間内における状況変化

当事者が、或る特定の状況が存続する間、分割引渡を延期することに合意した場合、かかる特定の状況が無くなったときから合理的な期間内に、売主は引渡未履行の分割された物品を引渡し、また買主はこれを受領する義務があります⁴²。何が合理的な期間であるかは、当該契約期間内に売主が残余の引渡を行う方法(または買主が残余の引渡受領を行う方法)、その他の状況などを考慮に入れて決まる事実問題です。しかし、延期された期間内に四囲の状況が大きく変化して、当事者が最初の契約を本質的に異なる契約に変更せざるを得ない場合には、この契約は目的達成不能(frustration)により解消することができます⁴³。

9.8 分割引渡の不履行と契約の解除

9.8.1 契約の解除

契約の解除(discharge of contract)とは、契約の拘束力の消滅、すなわち当事者の双方または一方が契約債務から解放されることで、契約の履行、当事者の合意、契約目的の達成不能、契約違反が原因となります。分割契約⁴⁴にもとづいて、一方の当事者が、相手方当事者による不履行を理由として、自己の債務履行を解消できるか否かは、契約が不可分契約(entire contract)であるか可分契約(divisible contract)であるかにより決まります。不可分契約では、一方の当事者は自己の債務全体を履行しないかぎり、相手方当事者に契約上の責任を問うことができません。これに対して、可分契約では、その履行が分割可能であり、それぞれの部分の履行に対応して約因も分割可能です。分割引渡による物品に対して、その都度代金を支払う契約がその例です。

9.8.2 不可分契約

分割による物品の引渡に関する契約であっても、法律上、契約に述べられている物品の数量の引渡について不可分契約であり得ます⁴⁵。分割契約であっても、物品の合計数量が契約どおりすべて完全に引渡されることが、原則として買主による代金の支払債務の停止条件である場合がその例です⁴⁶。買主が1回または数回の分割によって引渡された物品を受取っても、分割引渡による物品の合計した数量が契約に一致しなければ、買主は分割によって引渡された物品をすべて拒絶することを妨げられません⁴⁷。しかし、買主は、分割引渡により受取った物品につい

42 *De Oleaga v. West Cumberland Iron and Steel Co.* (1879) 4 Q.B.D. 472.

43 *Geipel v. Smith* (1872) L.R. 7 Q.B. 404; *De Oleaga v. West Cumberland Iron and Steel Co.*, *supra.* at p.476; *Metropolitan Water Board v. Dick Kerr & Co.* [1918] A.C. 119.

44 UCC 2-612条は、分割契約を「物品を分割して引渡し、受領することを内容とする契約である」と定義しています。

45 *Leidemann v. Gray*, *supra.*; *Tarling v. O'Riordan*, *supra.* at pp.85, 87, 89; *Reuter v. Sala*, *supra.*

46 *Hungerford v. Halliford* (1626) 3 Bulst. 323, 325; *Waddington v. Oliver* (1805) 2 B.& P.N.R. 61; *Shipton v. Casson* (1826) 5 B.& C. 378, 382; *Oxendale v. Wetherell*, *supra.* at pp.387-388.

47 *Reuter v. Sala*, *supra.* SGA 第30条第1項を参照。

て、所有者として取扱った物品⁴⁸、およびすべての引渡期間が経過した後に保有する物品⁴⁹に対して代金を支払う義務があります。契約条項に従って分割引渡が要求または履行されたとき、いずれの当事者も分割による物品を引渡し、あるいは受領する義務があります⁵⁰。ただし、分割引渡が提供されたとき、売主がその契約を不可分な一体のものとして履行する準備ができていなかったことを証明するものが無い限り、買主は、売主がその後の分割引渡について債務を完了するか否かを待ち、かつこれを確認する権利がありません⁵¹。不可分契約の場合、売主による部分的違反は全体の違反として扱われるので、買主は、原則として、いかなる条件違反についても物品全体を拒絶することができます⁵²。しかし、物品の一部が受領されたときは、SGA 第11条第4項の規定により⁵³、全体を拒絶する権利は失われます。

9.8.3 可分契約

分割による物品の引渡に関する契約は、多くの場合に不可分契約よりも可分契約です。1回または数回の分割引渡に違反があるときは、契約全体に及ぼす影響を考慮して、分割契約にもとづく各当事者の債務履行は可分であると考え、過失の無い当事者はかかる違反により契約全体が履行拒絶されたとする必要がありません。SGAは、第31条第2項において、「所定の方法により分割して」引渡し、その分割引渡に対して個別に支払いがなされる売買契約に言及していますが、分割契約については定義をしていません⁵⁴。この定義に関する議論を統一することは難しいので、分割可能性はそれぞれの場合における契約条項または四囲の状況を考慮して決まるということになったと思われます。Jackson v. Rotax Motor and Cycle Co. 事件⁵⁵において、自動車用クラクション600個の売買契約に次の価格条項が記されていました。“Delivery as required, usual terms 2 1/2 per cent, franco London.” 物品は2ヶ月間に19箱に分けて引渡されました。控訴裁判所は、“delivery as required”という文言は物品が分割により引渡されることを意図するもので、一括して同時に引渡すことを意味するものでなく、また、この契約には分割して支払う旨の条項はないが、その都度支払うというのが当事者の意思であり、したがってこの契約は分割可能であると判示しました。このように多くの場合に、契約が不可分であると考えられるよりは、可分であると推定されますが、本来、1回の引渡により提供されるべき物品が、約定数量よりも少なく引渡され、買主が苦情を述べないでこれを受領したということをもって、契約が可分で

48 *Nickolson v. Bradfield Union* (1866) L.R. 1 Q.B. 620, 655.

49 *Oxendale v. Wetherell*, *supra*.

50 *Brandt v. Lawrence* (1876) 1 Q.B.D. 344; *Tarling v. O’Riordan*, *supra*.

51 *Brandt v. Lawrence*, *supra*.

52 *Longbottom & Co. Ltd. v. Bass Walker & Co. Ltd.* [1922] W.N. 245.

53 拙稿「8.2.3 受領により条件が保証になる場合」『JASTPRO』386号(2010-11)、3頁を参照。

54 UCC 2-612条を参照。

55 *Jackson v. Rotax Motor and Cycle Co.* [1910] 2 K.B. 937.

あると結論づけるべきではないという意見があります⁵⁶。

9.8.4 分割契約と継続契約

分割契約と継続契約 (continuing contract) は同じではありません。分割契約は、最初から契約全体の数量を定め、これを分割して引渡す旨の条項を有する単一の契約で、多数の契約によって構成されるものではありません⁵⁷。これに対し、継続契約は、一連の個別契約からなるもので、その都度、買主の注文に示された要求数量を引渡すか、または契約が解除されるまでは、一定期間に一定数量の引渡を行う旨の契約です。この場合には、分割契約とは全く異なる原則が適用されます。例えば、その中の1つの契約に関する違反があっても、過失の無い当事者は、これにもついで他のすべての契約が履行拒絶されたとして扱う権利がありません。もちろん、この場合でも、これらの契約が相互依存関係にあることを証明する特別な状況にあるときは、このかぎりではありません。分割引渡の契約において、引渡、受領、支払などが1回拒絶されたとき、その契約違反は契約の基本的違反となるのか否かについては、古くから諸説があり、これを調和統一することができずに経過してきたので、結局、SGA 第31条に規定するように、それぞれの場合において、個別に判断するということになりました。

9.8.5 分割引渡を別個の契約とみなす条項

契約の中に、それぞれの分割引渡を別個の契約とみなす旨の明示条項がある場合でも、これによって多数の個別契約が作られるものではありません。このような条項は補助的条項で、一般に履行に関係するもので、ただ1つの契約と1つの契約数量があるだけです。或る目的のために、物品が分割されて別個に梱包されて、幾つかに分割されて船積されることがあっても、契約はただ1つです⁵⁸。このような契約は通常、可分契約であり⁵⁹、1回の分割部分の違反がある場合に、過失の無い当事者は、(必要があるときは)契約全体を解約することができます⁶⁰、履行の問題に関する補助的条項は、1回の分割に瑕疵がある場合、「それ以後の分割でその埋合わせを行わない」ことを意味するものです。

9.9 国際物品売買統一法の規定

1967年の国際物品売買統一法 (ULIS) は、物品の適合性に関する売主の責任について一連の規定を設けています。そのうち、適合性の欠如 (第33条～第37条) および適合性の欠如の確定と通知 (第38条～第40条) については既に本誌で紹介しました。本稿では、適合性の欠如に関する

56 A.G. Guest, *Benjamin's Sale of Goods*, 1974, para.646, at p.289.

57 *Maple Flock Co. Ltd. v. Universal Furniture Products Co. Ltd.* [1934] 1 K.B. 148, 154; *Ross T. Smyth & Co. Ltd. v. T. D. Bailey Son & Co.* [1940] 3 All E.R. 60, 73.

58 *Ross T. Smyth & Co. Ltd. v. T.D. Bailey Son & Co.*, *supra*, at p.73.

59 *Ibid.*; *Ballantine & Co. v. Cramp and Bosman*, *supra*.

60 *Robert A. Munro & Co. Ltd. v. Meyer* [1930] 2 K.B. 312.

救済(第41条～第49条)および契約の無効に関する補足規定(第75条～第77条)を紹介します。

適合性の欠如に関する救済

ULIS 第41条

第1項 物品が契約に適合していない旨を買主が売主に対して適切な通知(due notice)を行った場合、買主は、第42条～第46条の規定に従って、次のことをなし得る。

- (a) 売主による契約の履行の要求
- (b) 契約を無効とする宣言
- (c) 代金の減額

第2項 買主はまた、第82条に規定する損害賠償または第84条～第87条に規定する損害賠償を請求することができる。

ULIS 第42条

第1項 買主は売主に対して、次の方法による契約の履行を要求することができる。

- (a) 売主により生産または製造される物品の売買の場合には、売主が瑕疵を改善(remedy)できることを条件として、物品の瑕疵の改善
- (b) 特定物の売買の場合には、契約に定める物品または欠如した部分の引渡
- (c) 不特定物の売買の場合には、契約に適合する他の物品の引渡、または欠如した部分もしくは不足数量の引渡。但し、取替える物品の購入が慣習に従いかつ合理的に可能である場合を除く。

第2項 買主が合理的な期間内に、売主による契約の履行を得られないときは、買主は第43条～第46条に規定する権利を保有するものとする。

ULIS 第43条

物品が契約に不適合であり、かつ指定の期日における引渡不履行が契約の基本的違反(fundamental breach of contract)となる場合には、買主は契約の無効を宣言することができる。買主は、売主に対して適合性の欠如に関する通知を行った後、迅速に行動しない場合、または第42条第2項が適用される場合には、同項に規定する期間の経過後は、買主は契約の無効を宣言する権利を失うものとする。

ULIS 第44条

第1項 第43条に規定されていない場合には、売主は、物品の引渡のために指定された期日の後に、物品の欠如した部分または不足数量を引渡すか、あるいは契約に適合する他の物品を引渡すか、もしくは引渡した物品の瑕疵を改善する権利を保有するものとする。但し、この権利の行使が、買主に対して不合理な不便または費用負担を掛けないことを条件とする。

第2項 買主は、引渡の補充または瑕疵の改善のために合理的な長さの追加期間を定めることができる。この追加期間の期限までに売主が物品の引渡または瑕疵の改善を行わなかったときは、買主は、契約履行の要求または第46条に従って代金の減額の要求のいずれかを選択

するか、あるいは迅速に行うことを条件として、契約の無効を宣言することができる。

ULIS 第45条

第1項 売主が物品の一部分だけ、または不足した数量を交付(hand over)した場合、あるいは交付した物品の一部分だけが契約に適合する場合には、不足した部分または数量、あるいは契約に適合しない部分に関して、第43条および第44条の規定が適用される。

第2項 買主は、引渡が契約に従って完全に履行されなかったことが契約の基本的違反となる場合にのみ、契約をその不可分性において(in its entirety)無効と宣言できる。

(注 不可分の関係にあるすべての契約条項について無効とする)

ULIS 第46条

買主が売主による契約の履行を得られなかったか、あるいは契約の無効を宣言しなかった場合には、買主は、契約の締結時における物品の価額が、契約に不適合のために減少した割合に比例して、代金を減額することができる。

ULIS 第47条

売主が、不特定物の数量を契約に定めたものより多く買主に提供した場合には、買主は超過した数量を拒絶するか、または受領することができる。買主が超過した数量を拒絶するときは、売主は第82条に従って損害賠償にのみ責任を負うものとする。買主が超過した数量の全部または一部分を受領するときは、買主は契約の割合によりその代金を支払うものとする。

ULIS 第48条

買主は、交付されるべき物品が契約に適合しないことが明らかであるときは、引渡のために指定された期日以前であっても、第43条～第46条に規定する権利を行使することができる。

ULIS 第49条

第1項 買主は、第39条に規定する通知を行ってから1年の期間が経過した後は、契約に不適合であるという理由にもとづく買主の権利を失うものとする。ただし、売主側における詐欺により、買主が権利の行使を妨げられた場合は、このかぎりでない。

第2項 この期間の経過後は、買主は、訴訟に対する抗弁という方法によっても、不適合にもとづく権利がないものとする。しかしながら、買主がまだ物品に対して支払をしておらず、かつ第39条に規定するように、迅速に不適合に関する適切な通知をしていない場合には、買主は、代金支払請求に対する抗弁として、代金の減額または損害賠償を請求することができる。

契約の無効に関する補足規定

ULIS 第75条

第1項 分割による物品の引渡に関する契約において、いずれの分割についても、一方の当事者による債務の不履行を理由として、他の当事者が、将来の分割についても不履行になるのではとの不安を抱く十分な理由がある場合には、この当事者は、迅速に行うことを条件として、将来に向けて(for the future)契約を無効と宣言することができる。

第2項 買主はまた、迅速に行うことを条件として、これらの分割引渡が相互依存関係にあり、一部の分割引渡の不履行によって、分割引渡の価値が無くなった場合には、将来の引渡、または既に行われた引渡もしくは両方の引渡について、契約を無効と宣言することができる。

ULIS 第76条

所定の契約履行期の前に、いずれか一方の当事者が契約の基本的違反を犯すことが明らかになった場合には、他の当事者は契約を無効と宣言する権利を有するものとする。

ULIS 第77条

第75条および第76条にもとづいて契約が無効となった場合、契約を無効と宣言した当事者は、第84条～第87条に従って損害賠償を請求することができる。

(続)

記事2. 国連CEFACTからのお知らせ

2-1 2010年12月13日

UN/EDIFACT ディレクトリ2010年後期版(D. 10B)は正式に承認されリリースされました。

下記のURLよりダウンロード出来ます。

<http://www.unece.org/trade/untdid/directories.htm>

— JASTPRO広報誌電子版への切り替えのご案内 —

当協会の広報誌は2007年4月より印刷版と電子版の2つのメディアを提供しております。印刷版と電子版は二者択一ではございませんが、印刷版につきましては賛助会員の方々には、これまで通り口数を配布部数の上限とさせていただきます。(電子版には制限はございません。)

電子版への切り替えと、配布部数の追加方法：

毎月20日までに、次の項目を下記のアドレスへ送信してください。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【申込み宛先】

(財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務第三部長 平井一海

E-mail address: k-hirai@jastpro.or.jp

本協会の事業は、財団法人JKA、日本財団、財団法人貿易・産業協力振興財団からの助成金等、関係業界からの寄付金および賛助会費ならびにコード事業の収入によって行われております。

JASTPRO 第36巻 第9号 通巻第387号

・ 禁無断転載

平成22年12月24日発行 JASTPRO刊10-10

発行所 (財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
八重洲第五長岡ビル4階

電話 03-3555-6031(代)

ファクシミリ 03-3555-6032

<http://www.jastpro.org>

編集人 山本達見

本誌は再生紙を使用しております。